

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	グローバルな男女共同参画社会に生きる「能動的な世界市民」を育成するには、「市民性(シティズンシップ)」の涵養が欠かせない。「市民性」の基礎となるべき「新しい教養(市民教養)」には、①ジェンダー平等、②承認と包摂(多文化共生)、③持続可能社会などが含まれる。これらの問題に関する知見をふまえた法的リテラシーの向上は、広義の法学教育に共有されるべき課題と言えよう。 広義の法学教育には、(a)一般的・基礎的な「法学教育」(中学・高校の公民教育、大学教養教育、市民のための生涯教育)、(b)法学部・法学研究科・法科大学院における専門教育としての「法学(専門)教育」、(c)法律専門職に対する「法曹継続教育」の三種がある。これまで学術会議では、法学専門教育や教養教育、高校教育の課題が論じられてきた。「分野別質保証のための参照基準(法学)」でも、法学専門教育と教養法学・市民の法学教育を連動させる必要性が指摘されている。「市民性」涵養教育は、法学専門教育や法曹継続教育においては「高度教養教育」という位置づけになる。本分科会では、これらの議論をふまえて、上記三種の法学教育を統合する概念として、ひとまず「法学教育システム」(広義の法学教育)を想定し、「市民性」涵養という共通課題に即した一貫的・体系的な法学教育システムを構築するための課題について検討・審議したい。 分科会では、実定法学・基礎法学・ジェンダー法学・法実務分野で協力しながら教育の各段階における法学教育内容を見直し、新しい方法論を開発することをめざす。幅広い審議とするためにも、教育学・政治学分野の会員・連携会員にもぜひ参加協力をお願いしたい。審議結果については、公開シンポジウム及び報告書の形で公表することをめざす。
4	審議事項	「市民性教育」として法学教育システムを構築するための課題・条件等の審議、国際比較調査等
5	設置期間	常設
6	備考	※新規設置